| 平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで | | | 平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日まで | | | 平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日まで | | | 平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日まで | | | 平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで | | | 平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで | | | 平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで | | | 平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで | | | 平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで | | | 平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで | | |
|---|
| 学校医及び学校歯科医の率 | 学校薬剤師の率 | | 学校医及び学校歯科医の率 | 学校薬剤師の率 | | 学校医及び学校歯科医の率 | 学校薬剤師の率 | | 学校医及び学校歯科医の率 | 学校薬剤師の率 | | 学校医及び学校歯科医の率 | 学校薬剤師の率 | | 学校医及び学校歯科医の率 | 学校薬剤師の率 | | 学校医及び学校歯科医の率 | 学校薬剤師の率 | | 学校医及び学校歯科医の率 | 学校薬剤師の率 | | 学校医及び学校歯科医の率 | 学校薬剤師の率 | | 学校医及び学校歯科医の率 | 学校薬剤師の率 | |
| ○・九九 | 一・一二 | | ○・九八 | 一・一一 | | ○・九八 | 一・一一 | | ○・九八 | 一・一一 | | ○・九八 | 一・一一 | | ○・九八 | 一・一一 | | ○・九八 | 一・一三 | | ○・九九 | 一・一四 | | ○・一〇 | 一・一四 | | ○・一〇 | 一・一四 | |
| ○・九九 | 一・一二 | | ○・九八 | 一・一一 | | ○・九八 | 一・一一 | | ○・九七 | 一・一一 | | ○・九七 | 一・一一 | | ○・九八 | 一・一一 | | ○・九九 | 一・一三 | | ○・九九 | 一・一四 | | ○・〇〇 | 一・一四 | | ○・〇〇 | 一・一四 | |
| ○・九八 | 一・一一 | | ○・九七 | 一・〇九 | | ○・九七 | 一・〇九 | | ○・九七 | 一・〇九 | | ○・九七 | 一・〇九 | | ○・九七 | 一・〇九 | | ○・九四 | 一・一〇 | | ○・九五 | 一・一〇 | | ○・九五 | 一・一〇 | | ○・九五 | 一・一〇 | |
| ○・九四 | 一・〇八 | | ○・九三 | 一・〇七 | | ○・九二 | 一・〇七 | | ○・九二 | 一・〇七 | | ○・九二 | 一・〇七 | | ○・九二 | 一・〇七 | | ○・九四 | 一・〇九 | | ○・九五 | 一・一〇 | | ○・九五 | 一・一〇 | | ○・九五 | 一・一〇 | |
| ○・九〇 | 一・〇四 | | ○・九〇 | 一・〇三 | | ○・八九 | 一・〇二 | | ○・八九 | 一・〇二 | | ○・八九 | 一・〇二 | | ○・八九 | 一・〇二 | | ○・九一 | 一・〇四 | | ○・九二 | 一・〇五 | | ○・九二 | 一・〇五 | | ○・九二 | 一・〇五 | |
| ○・八八 | ○・九七 | | ○・八八 | ○・九六 | | ○・八八 | ○・九六 | | ○・八八 | ○・九六 | | ○・八八 | ○・九六 | | ○・八八 | ○・九六 | | ○・九〇 | ○・九七 | | ○・九九 | ○・九九 | | ○・九一 | ○・九九 | | ○・九一 | ○・九九 | |

平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで			平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで			平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで			平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで			平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで			平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで			平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで		
学校医及び学校歯科医の率	学校薬剤師の率		学校医及び学校歯科医の率	学校薬剤師の率		学校医及び学校歯科医の率	学校薬剤師の率		学校医及び学校歯科医の率	学校薬剤師の率		学校医及び学校歯科医の率	学校薬剤師の率		学校医及び学校歯科医の率	学校薬剤師の率		学校医及び学校歯科医の率	学校薬剤師の率	
一・〇〇	一・一三		一・〇〇	一・一三		一・〇〇	一・一三		一・〇〇	一・一三		一・〇〇	一・一三		一・〇〇	一・一八		一・〇五	一・一八	
一・〇〇	一・一三		一・〇〇	一・一三		一・〇〇	一・一三		一・〇〇	一・一三		一・〇〇	一・一三		一・〇五	一・二三		一・〇五	一・二三	
一・〇〇	一・〇八		一・〇〇	一・〇八		一・〇〇	一・〇八		一・〇〇	一・〇八		一・〇〇	一・〇八		一・〇八	一・一七		一・〇八	一・一七	
一・〇〇	一・〇九		一・〇〇	一・〇九		一・〇〇	一・〇九		一・〇〇	一・〇九		一・〇〇	一・〇九		一・一一	一・一八		一・一一	一・一八	
一・〇〇	一・〇六		一・〇〇	一・〇六		一・〇〇	一・〇六		一・〇〇	一・〇六		一・〇〇	一・〇六		一・一一	一・一五		一・一一	一・一五	
一・〇〇	一・〇二		一・〇〇	一・〇二		一・〇〇	一・〇二		一・〇〇	一・〇二		一・〇〇	一・〇二		一・一一	一・一二		一・一一	一・一二	

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行し、同日以後に支給すべき事由が生じた遺族補償一時金又は障害補償年金差額一時金の額の計算における平成二年十月から平成二十六年三月までの分として支給された遺族補償年金若しくは障害補償年金の額又は平成二年十月一日から平成二十六年三月三十一日までに支給すべき事由が生じた障害補償年金前払一時金若しくは遺族補償年金前払一時金の額について適用する。

○厚生労働省告示第百二十号

港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第三条第一項の規定に基づき、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸及び関門の各港湾について、港湾雇用安定等計画を次のように定めたので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

厚生労働大臣　田村　憲久